

平成 17 年 10 月 25 日

各 位

認定書写偽造の元社員に対する判決公判を受けて

10 月 25 日（火）大臣認定書写にかかる有印公文書偽造事件に関し、6 月 28 日に起訴されていた元社員に対し、懲役 2 年 6 ヶ月、執行猶予 4 年の判決が東京地裁で言い渡されました。

本件につきましては、元社員一人の違法行為ということではなく、会社として管理体制が不十分であった点を真摯に反省し、社内管理体制の再構築を行ってゆくとともに、偽造認定書写にかかるビス（以下本件ビスという）を使用したことにより、必要壁量が不足した住宅に対する補強工事を、誠意を持って行ってゆく所存でございます。

本件ビスを使用した住宅を取得した皆様、国土交通省様、住宅生産者様、及び住宅業界関係者様には大変ご迷惑おかけしたことを改めて詫び申し上げます。

兼松日産農林株式会社  
取締役社長 富永 紀彦